留保の種類	内国民待遇（第八十五条）
概要	特定措置の履行要求の禁止（第八十九条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十及び第五十二条の三十二
九	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条）
概要	日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十五条） 最恵国待遇（第八十六条） 特定措置の履行要求の禁止（第八十九条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

附属書十（第八章関係）　収用

両締約国は、第九十二条1の規定に関し、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

収用又は国有化と同等の措置は、直接的な収用と同等の効果を有する締約国による一又は一連の行為であって、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである（以下「間接的な収用」という。）。締約国による一又は一連の行為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事実に基づいて調査するものとする。

(a)　政府の行為の経済的な影響（ただし、当該行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　政府の行為が投資から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(c)　政府の行為の性質（当該行為が無差別なものであるか否かを含む。）

(d)　政府の行為の目的（当該行為が正当な公共の目的（公共の福祉及び安全並びに公衆の衛生の保護、環境の保護及び保全等）のために行われるか否かを含む。）

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月
防衛大臣　北澤　俊美

（右条約の英文）

COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT
BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDIA

Table of Contents

Preamble
Chapter 1　General Provisions
Article 1　Objectives
Article 2　Geographical Scope of Application
Article 3　General Definitions
Article 4　Transparency
Article 5　Administrative Procedures
Article 6　Review and Appeal
Article 7　Measures against Corruption
Article 8　Environmental Protection
Article 9　Confidential Information
Article 10　Taxation
Article 11　Exceptions
Article 12　Relation to Other Agreements
Article 13　Implementing Agreement
Article 14　Joint Committee
Article 15　Communications
Chapter 2　Trade in Goods
Article 16　Definitions
Article 17　Classification of Goods
Article 18　National Treatment
Article 19　Elimination of Customs Duties
Article 20　Customs Valuation
Article 21　Export Subsidies and Domestic Support
Article 22　Import and Export Restrictions
Article 23　Bilateral Safeguard Measures
Article 24　Anti-Dumping Investigation